

帝京平成大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

帝京平成大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学・大学院の目的及び教育目標と学部・学科、研究科・専攻ごとの教育目的を定めており、学則に明文化している。これらには、大学の個性・特色である実学に基づいた教育の実践と地域社会への貢献を反映し明示している。教育目的は、学部長等と事務局担当者が案を策定し、教授会や理事会に諮られ教職員や役員の理解を得ている。この教育目的は、教員便覧、学生便覧やホームページで公表・周知している。「帝京平成大学 第2期中長期計画（2021年度～2025年度）」（以下「第2期中長期計画」という。）では「実学分野における総合力を育てる教育」を掲げ、これを具現化する計画が策定されている。また、実学の精神をもととした目的が三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは大学全体、学部、学科、コース、研究科及び専攻単位で策定している。入学者選抜は公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用している。収容定員を下回っている学科があるが、適切な学生受入れ数の維持に向けての取組みを行っている。学生への学修支援は学修支援センター等が担い、教員の教育活動を支援するためにTA(Teaching Assistant)とSA(Student Assistant)を採用して活用している。就職・進学支援にはキャリアカウンセラーを配置するなど、きめ細かい支援を行っている。健康相談や心的支援、生活相談にも適切に対応し、学修支援、学生生活、施設・設備に関する意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備して、それぞれの改善に反映している。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは大学全体、学部、学科、コース、研究科及び専攻単位で策定している。単位認定基準、進級基準、卒業判定基準、修了認定基準を策定し厳正に適用している。全科目のシラバスに授業計画及び成績評価方法・基準を明確に示している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。学修成果は、アセスメント・ポリシーを定め、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価し、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。「ディプロマ・サプリメント」を導入し、学生がディプロマ・ポリシーの達成度を多角的に確認できるようにしている。卒業生の学修成果に関する調査や在学生に対する調査を実施し、学修成果の点検・評価につなげている。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーを達成することで身に付けることができる力を、目標とする六つの力とそれぞれを構成する 25 の具体的な力として分かりやすく説明し学修成果の可視化に取り組んでいることは評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを支える機関として、総務会、教授会、学科会議、各専門委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。また、業務分野と役割を明確にした副学長を適切に任命し、学長を補佐している。大学及び大学院の教育目標、教育課程及び各設置基準にのっとり専任教員を適切に配置している。

「帝京平成大学における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び対応に関する規程」等を定め、公的研究費の厳正かつ適切な運営・管理を行っている。「帝京平成大学研究奨励助成金」において優れた研究活動を支援し、外部資金獲得につなげている。研究分野に応じた施設・設備を整え、「帝京平成大学リサーチ・アシスタント規程」や「バイアウト制度」を定めるなど、物的・人的両面で研究活動を支援している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

建学の精神にのっとり、教育基本法等の関連法令の遵守と、教育機関とその教職員に求められる規律と誠実性の実現のための学内規則を定め、法人及び大学の運営を行っている。法人運営は寄附行為などの関連諸規則に基づいて適切に行われている。理事会を適切に開催し、寄附行為が定める議決要件に基づき事業計画等の重要事項について審議し決定している。大学の管理・運営及び教育研究に関する重要事項を審議・調整する総務会を置いており、総務会を通じて大学と法人との意思疎通が円滑なものとなっている。監事は教職員との面談や現場視察を行い、業務内容の報告を受け、必要に応じて助言を行うなど大学の業務監査も積極的に行っている。各財務比率は良好な数値を維持しており、安定した財務基盤を確立しているとともに私立学校法等にのっとり、適正な会計処理を行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の方針は、自己点検・評価委員会の規則において定めている。内部質保証は、総務会、自己点検・評価委員会、教学マネジメント室が担うとともに、自己点検・評価委員会の委員長を学長とし、内部質保証の責任体制が明確になっている。大学全体レベルの自己点検・評価は短期的な視点では毎年、中期的な視点では 3 年ごとに実施し、「帝京平成大学自己点検評価書」として取りまとめ公表するとともに、評価結果は各部署にフィードバックして、教学運営の改善を促している。学位プログラムレベルの自己点検・評価は 1 年度当たり六つの学科・コースが実施し、5 年間で全ての学科・コースが完了するサイクルとしている。また、直近の認証評価で指摘を受けた点を改善する計画を新たに設け、具体策を講じた結果、年度を追うごとに指摘事項の改善が実施されている。

〈優れた点〉

○中央教育審議会大学分科会の「教学マネジメント指針」を踏まえた独自の「帝京平成大学教学マネジメント指針」を策定し、運用しており、学修者本位の教育の実現に真摯に取り組んでいる点は高く評価できる。

総じて、大学の目的及び教育目標を明確に設定し学内外へ周知するとともに、学生が成長するための学修環境を整え、大学の個性・特色のもとに実学教育を展開している。教員・職員の配置は適切で、経営・管理と財務状況も良好である。内部質保証の組織や責任体制も明確で、学修者本位の教育実現に真摯に取り組んでいる。実学分野における総合力を育てる大学として一層の発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 全学的なリベラルアーツ教育プログラム
2. 本学独自のセミナー科目を活用した学修者本位の教育
3. 学修成果の可視化

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の目的及び教育目標並びに学部・学科及び研究科・専攻ごとの教育目的を定めており、大学学則第 1 条第 1 項及び第 2 項、大学院学則第 1 条及び第 6 条、大学院通信制規則第 1 条第 2 項において具体的な文章として明文化している。大学・大学院の目的及び学部等の教育目的は、いずれも平易な語を用いて記述し、各種の媒体に掲載する際には条文を引用しておりその趣旨は一貫している。また、大学・大学院の目的及び学部等の教育目的には、大学の個性・特色である実学に基づいた教育の実践と地域社会への貢献を

反映し明示している。大学学則、大学院学則の条文として定められている大学・大学院の目的や学部等の教育目的は、各年度における学則変更の過程の中で点検がされ、社会の変化や大学を取巻く環境の変化に対応した見直しと改定が行われている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の目的や学部等の教育目的を変更する際は、学部長等と事務局担当者が案を策定し、教授会等で審議に諮られ、学長が大学としての決定を行った上で理事会に諮り、役員・教職員の理解を得ている。この目的及び教育目的は、教職員には教員便覧で、学生には学生便覧や新入生オリエンテーション等で、学外にはホームページで公表・周知している。第2期中長期計画では「実学分野における総合力を育てる教育」を掲げ、これを具現化する計画が策定されている。また、実学の精神をもととした大学・大学院の目的がディプロマ・ポリシーに反映されており、それと一貫性が保たれるようにカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが策定されている。大学・大学院の目的を達成するために5学部18学科5研究科、通信教育課程及び別科を設置するとともに、効果的な教育のために「帝京池袋接骨院」等の関連施設を置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で学内外へ周知している。

アドミッション・ポリシーは大学全体、学部、学科及び学科に設置しているコースごとに策定しており、入学者選抜における面接担当教員にも周知を行っている。入学者選抜は公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を実施している。

学生受入れ数は、一部の学科で収容定員を下回っているが、大学全体としては適切な学生受入れ数の維持に向けて努めている。

〈参考意見〉

- 健康メディカル学部言語聴覚学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっているが、改善策を講じて入学定員充足率の向上が見受けられることから、引続き定員充足のための努力が望まれる。
- 人文社会学部児童学科、健康医療スポーツ学部リハビリテーション学科及び健康医療スポーツ学部看護学科の収容定員が未充足なことについて、定員充足のための努力が望まれる。
- 人文社会学部経営学科通信教育課程の収容定員が未充足なことについて、定員充足のための努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員の協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制は教務委員会、FD 委員会及び学修支援センターを整備し、適切に運営している。また、教務委員会及び事務局教務課で協議する場を設け、教務委員会の活動方針や学修支援などについて検討の場を設置している。

教員の教育活動を支援するために、全学部が TA・SA を採用し、適切に活用している。また、オフィスアワー制度は全学的に実施している。障がいのある学生への配慮が適切な手順に基づいて行われており、大学教員便覧にもガイドラインとして具体的な配慮が記載されている。また、中途退学や留年への対応は、さまざまな取り組みからの対応策を実施している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学はインターンシップなどを含め、教育課程内外でキャリア教育の支援体制を整備している。教育課程内では各学部・学科に応じた授業科目を開講し、キャリア教育を主目的とした教育を実施している。教育課程外では初学年次から参加できる就職活動対策講座や説明会を開催し、各学部に適応したキャリア支援の取組みを実施している。

就職・進学に関する個別相談と助言はクラス担当教員と就職支援室職員が中心となって実施している。また、キャリアカウンセラーも配置し、個別相談などきめ細かい支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は学生委員会と学生健康管理委員会を置き、各キャンパスの事務局教務課学生係が学生サービス、厚生補導のための業務を行っている。

健康相談、心的支援や生活相談は各キャンパスの保健室や学生係が窓口となり行っており、学校医、看護師、臨床心理士及び公認心理師を配置して適切に支援を行っている。また、学生の課外活動への支援は学生及び教職員により構成される学友会が中心となり、課外活動団体への運営支援を実施している。

大学は学生に対する経済的な支援として、各種奨学金制度を設けた支援を行っている。その支援は多方面での経済的支援の枠組みを設定し、充実化のための取組みを行っている。経済的支援は学生が必要な際に利用できるように、奨学金制度を細分化した設定があり、学生生活が安定するように適切に整備している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地・運動場・校舎・図書館・体育施設・情報処理施設・付属

施設などの施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。また、大学で取得できる国家資格を含む各種資格に関する実習室、実験室などの施設・設備は、指定規則にのっとり、教育目的の達成のために快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。

各キャンパスは適切な規模の図書館を有しており、学生総数から見て十分な蔵書と電子コンテンツを所有している。ICT（情報通信技術）環境はセキュリティ面を考慮した学内のネットワークが整えられている。

建物の耐震化率は100%であり、バリアフリー等の施設・設備の利便性にも配慮している。

授業を行うクラスサイズは、前年度の履修者状況等を勘案し、教育効果が十分得られるよう運営している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する意見・要望は授業評価アンケートを実施している。また、授業担当教員によるリフレクション・シートが作成され、学生の意見・要望の把握・分析に活用している。

学生生活に関する学生の意見・要望を把握するための仕組みとして、各キャンパスに意見箱を設置している。意見箱に届いた意見をくみ上げて、学生生活の改善に反映している。

学修環境に対する学生の意見・要望は、「学修行動と学修成果の調査」や意見箱を活用して把握・分析し、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、大学の建学の精神や教育目的を踏まえ、大学全体、学部、学科、コース、別科、研究科及び専攻単位で策定され、学修支援ポータルシステムやホームページにて周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業判定基準、修了認定基準を策定しホームページ等で周知し、厳正に適用している。

大学・大学院ともに、全ての科目のシラバスに授業計画及び成績評価方法・基準を明確に示し周知されており厳正に成績を評価している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーが策定され、学修支援ポータルシステム及びホームページで公表している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、各学科・コースとも、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成され実施されている。全ての科目においてシラバスを適切に整備している。また、履修登録上限単位数は適切に設定され、単位の実質化に取り組んでいる。教養教育は教学マネジメント室のもとに置かれた「教育開発部門」が検討を行っている。アクティブ・ラーニングや ICT の活用など授業内容・方法を工夫し、授業方法の改善は「ファカルティ・ディベロップメント委員会」が担い、組織体制を整備し運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法としてアセスメント・ポリシーを定め、ホームページで公表している。学生が所属する学科・コースのディプロマ・ポリシーの達成度を可視化した「ディプロマ・サプリメント」を導入し、学生がディプロマ・ポリシーの達成度を多角的に確認し今後の目標設定に活用できるようにしている。卒業生の学修成果に関する調査として、「卒業生のキャリア（就職等）に関するアンケート調査」「就職先企業等に対する大学教育の成果に関するアンケート調査」を、在学生に対しては、「学修行動と学修成果に関する調査」「学生による授業評価アンケート」を実施し、それぞれ点検・評価につなげている。学修成果については、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行い、その成果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーを達成することで身に付けることができる力を、目標とする六つの力とそれぞれを構成する 25 の具体的な力として分かりやすく説明し学修成果の可視化に取り組んでいることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定における学長のリーダーシップの確立・発揮を支える審議・諮問機関として、総務会、教授会、学科会議、各専門委員会を設置し、役割分担により権限と責任を明確にし、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

学長のリーダーシップが適切に発揮されるよう補佐する体制として、総務担当、研究・産学連携担当、教学担当、千葉・スポーツ担当の副学長を適切に任命しており、担当する業務分野と役割を明確にすることによって、十分に機能している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は各キャンパスに適切に配置され、それぞれの役割が明確化されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標、教育課程及び設置基準にのっとり専任教員を確保し、配置している。また、教員の採用・昇任については、各規則によって定められており、これらに基づき適切に運用している。

ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、教員の FD 活動を支援、推進するとともに FD 活動で得られた成果や情報を「FD NEWSLETTER」に掲載して情報共有を行い、教育力向上のための方策や情報の全学的な周知を行っている。

「リフレクション・シート」及び「ティーチング・ポートフォリオ」を学生や教職員が自由に閲覧できるようにし、教育改善に役立てている他、公開研究授業後に「合評会」が開催され、授業を公開した教員と参観した教員とがさまざまな観点から意見交換を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年度の SD 研修実施計画は、事務局各部署からくみ上げられた意見をもとに総務課長及び事務長が計画案を作成し、年度当初の総務会において機関決定している。

学内研修においては、全教職員を対象とした「メンタルタフネスセミナー」「ハラスメント防止セミナー」「情報セキュリティ講習会」等を開催している。加えて、事務職員の経験や職位に応じた研修も実施している。

学外研修においては、文部科学省、日本私立大学協会、公益社団法人私立大学情報教育協会、一般社団法人日本能率協会学校経営支援センターが主催する研修に教職員が毎年度参加しているほか、事務職員の能力開発や自己啓発の促進を目的とした資格取得支援制度を設けるなど、大学運営に関わる職員の資質・能力向上やキャリア支援を行っている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して個別の研究室及び共同研究室を設置し、研究環境を適切に整備・活用している。

「帝京平成大学における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び対応に関する規程」等の諸規則を定め、公的研究費の厳正かつ適切な運営・管理を行っている。研究者には「研究に関する講習会」やeラーニングの受講を課すほか、「人対象研究倫理審査ハンドブック」を配付するなど、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

「帝京平成大学教員個人研究費規程」に基づく研究活動を推進・助成する個人研究費の配分や「帝京平成大学研究奨励助成金」において優れた研究活動を支援し、科学研究費助成事業等の外部資金獲得につなげている。また、研究分野に応じた専門的な施設・設備を整え、「帝京平成大学リサーチ・アシスタント規程」や専任教員が研究プロジェクトに専念できる時間を拡充することを目的として、担当授業を兼任教員が代行することを認める「バイアウト制度」を定めるなど、物的・人的両面で研究活動の支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人運営は寄附行為及び関連諸規則に基づいて適切に行われており、法令遵守、公益通報、教職員の服務における倫理保持など、規律と誠実性の維持に努めるとともに、法人及び大学の目的を実現するために継続的な努力をしている。環境への配慮の一環としてLED照明導入による節電、雨水の利用、ミックスペーパーの使用による可燃ごみの総排出量の削減を行っている。「学校法人帝京平成大学危機管理規程」を定め、学生、教職員等に被害

が及ぶ恐れがあるさまざまな危機に対する措置を講じるとともに、危機管理マニュアルや業務継続計画も整備しているほか、各種ハラスメントの防止と発生した場合の対処についても定めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会を適切に開催し、寄附行為に定める議決要件に基づき事業計画、予算の編成・補正、決算、学則等の重要規則の改定、役員選任、評議員選任、大学の重要人事などの重要事項について審議し決定しており、理事会の運営は適切に行われている。理事会の意思決定の仕組みとして副理事長を置いて理事長の補佐体制を整備している。また、理事の理事会への出席状況も良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の定めにより、理事会の構成員には学長が加わることが定められているほか、理事として副学長 1 人が理事会の審議に加わっている。

大学の管理・運営及び教育研究に関する重要事項を審議・調整するため、総務会を置いており、その総務会を通じて大学と法人との間の意思疎通が円滑なものとなっている。

理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を寄附行為に定めており、理事会での審議に先立ち評議員会へ諮問し意見を聴いた上で意思決定を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第2期中長期計画の「財務基盤の確立」において、将来の資産取得に備えるため、「ちはら台・千葉再整備事業資金」や「池袋キャンパス新棟建設事業資金」等の組入れが計画され遂行しており、適切な財務運営が行われている。

老朽化した施設の建替え・新棟の建築、奨学制度など、魅力的な教育環境、学生サービスの充実を図る支出があるものの、直近5年間の基本金組入前当年度収支差額はいずれも収入超過である。各財務比率は良好な数値を維持している上、借入金等の外部金融負債もなく、安定した財務基盤を確立している。また、少子化に伴う学生生徒等納付金収入の減少を想定し、公的補助金や寄付金などの外部資金獲得にも積極的に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準及び「学校法人帝京平成大学会計規程」にのっとり、適正な会計処理を行っている。また、予算額に差異が生じると判断した場合は、適切に補正予算を編成している。

会計監査において、監査法人が「監査計画概要書」をもとに厳正に行っている。監事は監査法人から監査計画・監査結果の報告及び内部監査担当者からの監査報告を受けるとともに、会計課との情報交換や重要な決裁書類等の閲覧により、会計処理が適正に行われているかを監査している。監事はこれらの結果を踏まえ監査報告書を作成し、理事会と評議員会に提出の上、監査結果を報告し、意見を述べている。財務情報については、寄附行為第33条第1項にのっとり、事業報告書、財務諸表を作成の上、監査報告書とともに閲覧に供しているほか、ホームページや広報誌でも公表している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の方針は、内部質保証の点検・評価を担う自己点検・評価委員会の規則において定めている。学修者本位の教育の実現を目的として「帝京平成大学教学マネジメント・ポリシー」「帝京平成大学教育評価基準」を定めて「帝京平成大学教学マネジメント指針」としてまとめ、大学における教学マネジメントの方針を具体化している。内部質保証の組織体制は、全学的な内部質保証組織の総括を総務会が、内部質保証の点検・評価を自己点検・評価委員会が、点検・評価を行うための基準の策定やデータの収集・分析を教学マネジメント室が担っている。内部質保証の点検・評価を担う自己点検・評価委員会の委員長は学長が務めるものと定めており、内部質保証の責任体制が明確になっている。

〈優れた点〉

○中央教育審議会大学分科会の「教学マネジメント指針」を踏まえた独自の「帝京平成大学教学マネジメント指針」を策定し、運用しており、学修者本位の教育の実現に真摯に取り組んでいる点は高く評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体レベルの自己点検・評価は自己点検・評価委員会が学部や事務局等の全学的な組織からの点検・評価結果の報告を受けて毎年実施している。また、原則として3年ごとに中期的な視点での点検・評価を実施し、その結果は、「帝京平成大学自己点検評価書」として取りまとめ、ホームページに公表の上、各部署に配付して共有するとともに、各キャンパスの図書館等に配架して学生にも公表・共有している。学位プログラムレベルの自己点検・評価は1年度当たり六つの学科・コースが「帝京平成大学教育評価基準」に基づいて行い、5年間で全ての学科・コースが完了するというサイクルで実施し、次年度以降の教育改善につなげている。教学マネジメント室のもとにIR部門を設置し、教学・管理・運営に関する情報を収集・分析している。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会の作業部会である「管理・運営評価部会」と「教学評価部会」が学部・学科・コースや事務局、各種委員会の点検で得られた結果を評価している。加えて、IR部門が実施する「学修行動と学修成果の調査」などの分析結果とともに、自己点検・評価委員会と教学マネジメント室で情報共有して、総務会、教授会、各種委員会や学科・コースへフィードバックされ、改善を促す仕組みとなっている。また、直近の認証評価で指摘を受けた点を踏まえ、第2期中長期計画を制定する際、その指摘を改善する計画を新たに設け、具体策を講じた結果、年度を追うごとに指摘事項の改善が実施されている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域連携・地域貢献

A-1. 自治体との協力・協働体制の構築と実践

A-1-① 自治体との協力・協働体制の構築

A-1-② 自治体との協力・協働の実践

A-2. 地域の生涯教育への貢献

A-2-① 公開講座の実施

A-2-② 公開講座以外のプログラムによる生涯教育の実施

【概評】

自治体との協力・協働体制の構築として、キャンパスが所在・隣接する東京都豊島区・中野区、千葉県市原市・千葉市と連携協定を締結している。加えて、キャンパスが所在・隣接する地域以外の自治体との連携を進め、静岡県沼津市、新潟県南魚沼市とも連携協定を締結している。注目すべきは、豊島区での豊島消防団に学生が消防団員として参加し、地域の防災活動に貢献していることや、中野区の小・中学校での薬学部の学生による「薬育」、千葉県市原市において障がいのある方と健常者がパラスポーツを通じての交流等の活動である。大学は各学部の特色を生かし、教職員や学生を含む大学の人材を活用して地域社会との交流と貢献に努めている。

各キャンパスでは、その特長を生かして公開講座を実施している。その活動内容は、地域住民の健康的なライフスタイルづくりや生涯学習に寄与すること、地域住民が交流できる機会を提供することなどであり、地域住民の健康増進に寄与している。

生涯教育の実施では、東京都教育庁からの依頼で「東京都教育委員会教育職員免許法認定講習」を行っている。認定理学療法士制度の臨床認定カリキュラム教育機関として認定を受け教育講座の開催や柔道整復師専科教員認定講習会を開催している。中野キャンパスでは、地域の現役薬剤師を対象とした「卒後教育研修会」を開催し、現役薬剤師のスキルアップに貢献している。

大学は各学部の特色を生かし、地域住民の健康や地域の専門職のスキルアップに貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 全学的なリベラルアーツ教育プログラム

本学の建学の精神は実学を基としている。実学とは社会で役立つ技術や能力を身に付けるだけでなく、現実の社会と自分とはどう関わっているのかを考え、その上で自分が今何をすべきであるかを導けることである。疫病の蔓延、国際紛争の激化、地球温暖化、指数関数的に進展するDX化など、将来の予測が困難なこの時代において、社会で直面する様々な課題に取り組む、社会に貢献できる人材を養成することが本学の实学教育である。本学では、リベラルアーツ教育プログラムとして、「SDGs 実学プログラム」「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を展開している。「SDGs 実学プログラム」は、SDGs のウェディングケーキモデルに沿ってデザインされた概論1科目・各論3科目・演習1科目の全5科目で構成され、1年次前期から3年次前期まで履修する。プログラムの到達目標は、学部・学科の枠を超えてSDGsへの理解を深め、それぞれの専門性に基づきSDGsの達成に向けて行動することのできる力を養成することである。「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」は、1年次の通年科目として配置されている「情報リテラシー・DS 概論」で構成されている。プログラムの到達目標はコンピュータの基本的な機能の理解と操作方法、ネットワーク環境を効果的・安全・適正に使用するための知識・技術を修得し、またデータサイエンスやAIに関するリテラシーレベルの知識・技術を確実に理解・修得し、それを適切に使いこなす能力を身に付けることである。本学の特色とも言える両プログラムの修了者には、学修成果を証明するものとして国際標準規格に基づくデジタル証明書であるオープンバッジを付与する予定である。

2. 本学独自のセミナー科目を活用した学修者本位の教育

本学では建学の精神に則り教育目的及び教育目標を定め、それらを踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しているが、学生によりわかりやすいようディプロマ・ポリシーを達成することで身に付けることができる力を本学学生が目指す「6つの力」として学生に明示し、学修成果の可視化に取り組んでいる。学科・コース及び学年毎に定めた「目標とする力」を、ルーブリックやeポートフォリオなどを活用して「セミナー科目」で総合的に評価し、学生の「振り返り」に供している。入学から卒業まで繰り返すことによって学修成果を定着させるとともに、自分自身を客観視する「メタ認知力」の養成を図っている。

3. 学修成果の可視化

多角的・多面的に学ぶことによって身に付いた学修成果を検証するため、eポートフォリオやディプロマサプリメントの導入、また、全学生を対象とした「学修行動と学修成果に関する調査」を実施している。この調査は、全学生共通設問と各学科・コース独自設問の二部構成となっており、全学生共通設問の集計結果は、学生の学修行動及び学生生活の実態の把握及び大学の管理・運営の改善のための検討資料として、学科・コース独自設問の集計結果は、授業改善や教育成果の把握など教育改善にむけた検討資料として活用している。これらの集計結果と分析結果を本学ホームページで公表し、ステークホルダーへ向けて透明性のある情報開示を行っている。

